

○逗子市小規模貯水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱

平成25年4月1日

逗子市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年逗子市条例第28号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定による小規模貯水槽水道の管理に係る検査を行う者の指定について、当該事務の適正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 条例第14条第2項の規定による市長が指定する者（以下「指定検査機関」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者を逗子市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成24年逗子市規則第36号）第13条の規定に基づく検査を適正に行うことができると認められる者とする。ただし、法第34条の4の規定により準用する法第20条の4第2項の規定に基づく簡易専用水道検査機関登録簿に記載された区域のうちに、逗子市が含まれない者を除く。

(指定の解除)

第3条 市長は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を解除することができる。

- (1) 前条の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 条例第14条第2項に基づく検査において、指定検査機関による不正な行為があったとき。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。